

令和6年度第1回入札監視委員会の審議概要

開催日時	令和6年6月4日（火）午後1時30分から午後4時まで
場所	庁舎4階 委員会室2
出席委員氏名	山田 巧 委員長 河野 真一郎 委員 奥村 高史 委員 犬童 祐子 委員 藤原 淳史 委員
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日
対象工事件数	54本
抽出審議案件	5本

質 問	回 答
<p>抽出審議工事 1 瓦屋地内第2号線改築工事（その2）</p> <p>（1）今回の対象工事のなかで、落札率が一番高かった工事ですが、入札者の入札額が近くなっていますが、どうしてでしょうか？</p> <p>（2）落札率が一番低かった工事は、市外業者を指名したということが大きいと思います。指名競争入札の際に市外の業者を指名することはできないのでしょうか？</p>	<p>報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について</p> <p>（事務局から入札・契約事務の経過について説明する。）</p> <p>（1）予定価格を事前公表していることと、建設業者も建設物価や積算システムを持っているため、予定価格に近い金額が算定できます。今回の工事は、発注が年末にかけての工事で、小学校の通学路でもあり、工事がやりにくい部分もあるので落札率が高くなったのではと考えています。</p> <p>（2）市が発注する建設工事にかかる指名競争入札参加者の選定については、人吉市工事請負建設業者選定要領に基づいて行っております。要領には「市内業者が施工可能な工事については市内業者の育成を図るため、受注の機会を確保するよう努めるものとする。」とありますので、工事の内容によって市外の業者も選定しているところです。今後も工事内容に応じて適正な指名選定をしていきます。</p>

(3) 3回目の変更契約の金額が大きいです
が、変更契約の額に関して増額を認める場合
のルールがあるのでしょうか？

(4) 指名選定理由で交通量が多いとなっ
ているが、実際に交通量が多いのでしょうか？

抽出審議工事 2

上原田橋橋梁補修工事

(1) 工期が令和6年3月から来年の3月ま
での一年間となっていますが、何か調査等で
時間がかかるのですか？

(2) 橋梁長寿命化修繕計画とは、老朽化が
進んで危ない橋を今のうちに補強して、長持
ちさせようというものなのですか？

(3) 危険な橋というのがテレビ等で話題に
なりますが、市の予算で年間何本くらいの補
修が可能なのでしょうか？

(4) 老朽化した橋はたくさんあって、対策
ができないというのが話題になりますが、そ
のような状況ですか？

(3) 変更契約の増額については、制限はご
ざいませぬ。変更契約をするのが適正な内容
かどうかを精査して変更契約をしています。

(4) 今回の路線は、主要道路ではないです
が、抜け道として利用されるため交通量が多
く、小学校の通学路でもあるので、学校、道
路管理者、警察の方と協議しながら工事を
実施したところです。

(事務局から入札・契約事務の経過について
説明する。)

(1) 現在は工事で使う材料関係の調達や、
資材関係の準備を行っているところです。
6月から9月の雨が降る時期には足場をか
けることができないので、その間に準備を行
い、10月から現場での施工ができるようし
ているところです。

(2) 道路法に基づき橋梁点検を5年に1度
実施し、橋梁の長寿命化計画を策定して橋梁
の延命を図る計画を立てています。
今回の橋は2016年度に点検を実施し、その
時に措置を必要とするという判断が出てい
るため、2021年度に設計業務委託を行い今年
度に補修工事を実施します。

(3) 橋の大きさや劣化状況によって補修金
額も異なりますが、当該年度の財政規模に応
じて1から3本程度です。

(4) 老朽化が進んでいる橋梁はありますが、
交通量が多い橋梁と山間部にあつて人も
ほとんど通らない橋梁とありますので、経過
観察している橋梁もあります。長寿命化計画
にそつて順次対応していきます。

抽出審議工事 3

下城本地区水路改修工事

(1) 業者の指名選定理由に地権者等との調整とありますが、どういうことでしょうか？

(2) 調整が必要なのは水利組合だけですか？

(3) 地区地権者の方の調整が必要ということと、辞退が結構出ているのは関係があるのでしょうか？

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 今回の工事につきましては、地区の地権者、水路を管理する水利組合等との調整が必要となりますので、調整を円滑に行うことができる市内業者を優先して選定しています。

(2) 構造物は市の所有ですのでこの水路の水を利用されている農地をお持ちの耕作者の方とも調整が必要となります。

(3) 入札辞退の理由については、特に問わないので分かりませんが、今回の工事は年末から年度末に向けての工事であり、他に受注している工事との兼ね合いもあって辞退されたのではと考えています。

抽出審議工事 4

下青井町建築物の略式代執行に伴う除却工事

(1) 解体工事が、格付工種の中に入っていない理由は何ですか？

(2) 国や県も格付工種は同じですか？また、解体は、格付けしないのですか？

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) 人吉市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づいて格付を行っております。建設業法上の工種は 29 業種ありますが、市でよく発注する工種を格付けしています。土木、建築、とび土工、電気、管、舗装、塗装、防水、造園、水道を格付しています。それ以外の工種につきましては、格付がないので、その都度実績と県の経営事項審査の評点等を参考に選定しています。

(2) 国、県の格付工種はわかりませんが、令和 2 年 7 月豪雨災害の時に解体工事の格付を検討しましたが、年間数件しかないので格付せずに、その都度選定しているところで

(3) 令和2年7月豪雨災害時の公費解体の実施主体はどこですか？

(4) 解体工事の指名選定を見ると過去の実績等を考慮して選ばれているようですが、ばらけさせるとか無作為に選ぶとかではないのですか？

抽出審議工事5

上原田管理室外流量計等取替工事

(1) この工事は落札率が割と低いですが、市内業者での1回目の入札が不調となり、2回目の入札で設計内容の見直しは行わず市外業者を選定しているからでしょうか？

(2) 再選定した10者は、熊本県内の業者ですか？

(3) 熊本県内の業者も含めて選定すると落札率が下がるのではないのでしょうか？

(4) 10者のうちの5者は予定価格と同額で入札されています。それでもまだ低い金額で入札されているところもあるので今後の選定に活かせるのではないのでしょうか？

(3) 人吉市となります。工事ではなく、解体業務委託という形で業者選定をして発注しております。

(4) 解体工事を希望されていても、実績がないところもありますし、適切な施工の品質を確保するために人吉市や他の自治体の実績、工事現場の位置等も考慮して選定しています。

(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)

(1) この流量計の取替は特殊な工事になります。担当課に確認したところ市内の業者でも施工可能ということで指名選定しましたが、全者辞退となり入札不調となりました。2回目の指名選定については専門の市外業者を選定しており、落札率が低くなった要因のひとつではあると考えられます。

(2) 10者とも熊本県内の業者です。1者は水道局が参考見積を取っている業者で、9者はコリンズシステムという全国的な工事実績を検索するシステムがありまして、熊本県内で流量計の工事の実績がある電気工事業者のなかから選定しています。

(3) 工事の内容にもよりますので、一概には言えませんが、市内業者の育成と、落札価格の関係とバランスを取りながら慎重に選定していきます。

(4) 予定価格は事前公表しておりますので同額での入札は、予定価格なら受注するということだと思います。予定価格については適正な積算に基づいて設定しておりますので、それ以下の価格は業者の企業努力ということになります。